

## 市第 129 号議案

### 第 4 期横浜市障害者プランの策定

障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、第4期横浜市障害者プランを次のように定める。

令和3年2月10日提出

横浜市長 林 文子

### 第 4 期横浜市障害者プラン

#### 第 1 計画の概要

##### 1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」（以下「プラン」という。）を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画（策定するよう法令で決められている計画）の性質を持つ計画です。

一つ目は、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサ

ービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるところを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末（2017年度末）には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの）に基づ

く見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期 3 年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。

第 4 期プランについても、第 3 期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を 6 年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3 年後に見直しを実施します。そのほかにも、第 4 期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

## (2) 他の計画との関係性

横浜市では、個別の法律を根拠とする福祉保健等の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜 2 1」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指

しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点でとらえ、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果が上がってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

### 3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の立場に立った視点を基にした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つに分けて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計 5 つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

また、様々な施策・事業をつなぎ合わせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

## 第 2 第 4 期障害者プランの基本目標と取組の方向性

### 1 基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

第 3 期プラン策定時から比べると、様々な障害福祉施策・事業は充実に向かっているととらえています。一方で、平成 28 年 7 月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた事件などを通して、障害のある人への偏見はいまだ深く、社会の理解もまだ十分には進んでいないということを思い知らされました。

このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に基づき、この基本目標を設定しました。

### 2 基本目標の実現に向けて必要な視点

行政が様々な施策・事業を進めていく上では、まず、障害のある人の視点を踏まえていくことが重要です。ここでは、それ

に加えて必要となる考え方・視点を設定しました。一つひとつの事業を個別・縦割りで行うのではなく、共通の視点を持って進めていくことで、基本目標の実現に向けた幅広い取組として推進していくことができると考えています。

- (1) 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- (2) 障害状況やライフステージに合わせたニーズをとらえていく視点
- (3) 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- (4) 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- (5) 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- (6) 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- (7) 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

### 3 生活の場面ごとの取組

- (1) 様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気付き、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまでも長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるため、これからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えると、ご家族が健在であるうちから、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、全ての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重し合うことができる社会が生み出せると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

## ア 普及啓発

### 現状と施策の方向性

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、「第4期横浜市障害者プラン策定に向けた当事者向けアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）では、日常生活での困り

ごととして、障害の種別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」、「いじめや意地悪がこわい」などの項目が上位に来ています。障害者団体等に対して実施したグループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。

行政は、様々な機会をとらえ、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務があります。効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互いの強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(7) 互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気付き、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

(8) 障害に対する理解促進

障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、

各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

㊦ 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

イ 人材確保・育成

現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中、障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけで人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。他の分野とも協力した人材確保支援策に加え、事務の

効率化や業務負担の軽減、安定した生活を支えられる労働環境の整備などを進めていかなければなりません。様々な角度から障害福祉分野での働き方を見直し、働き続けやすい仕事にしていく必要があります。

アンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声に応え、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(ア) 障害福祉従事者の確保と育成

民間事業者や関係機関等との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修の実施などの人材育成支援を検討・実施します。

(イ) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。

## ウ 権利擁護

### 現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成 26 年 1 月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

#### (7) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

#### (4) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(ウ) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(エ) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。また、必要な配慮について検討を行っていきます。

エ 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート調査の結果では、依然として、困ったときにどこに相談したらいいか分からない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならない、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。分かりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、

本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援などを行います。障害特性やライフステージなどに応じて、各機関の様々な機能や役割を活用し、本人の希望する暮らしを実現できるよう支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

## (2) 生活の場面 1 住む・暮らす

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとはいえません。障害の状況も様々で、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意思で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、通い先や行きたいところへの移動手段なども含め、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情

報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていく上での困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

## ア 住まい

### 現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などにかかわらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望まれます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれています。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるように対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、その

ときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(ア) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

(イ) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

イ 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしを送るために必要な支援は人それぞれであり、本人の意向や障害状況によって異なる障害福祉サービスを安定して提供していくことが重要です。横浜市は、地域で生活していく上で、障害のある人の生活を支える核として、横浜市障害者地域活動ホーム（以下「地活ホーム」という。）や横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）、多機能型拠点など様々な拠点の整備を進めてきました。これらの拠点機能を更に充実させ、十分に活用していく必要があります。また、行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせ

ません。

日々の暮らしだけでなく、人生には節目となる様々な出来事があります。たとえば、障害のある人が結婚・出産・子育てなどを考えたときに、周囲の無理解が本人の選択肢を狭めないよう、社会全体の理解促進が大切です。

人生の様々な場面で、本人が自分にとって良いと思う選択ができるよう、家族や支援者など周囲の人たちが困りごとや悩みを受け止め、寄り添い、丁寧に相談に乗ることが求められます。加えて、本人が知識や情報を得ることができる環境づくりなども重要な要素の一つです。

また、長期入院中の人や施設入所中の人グループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身に付けて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(7) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源を基に、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(i) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

ウ 移動支援

現状と施策の方向性

アンケート調査では、「日常の生活に介助が必要」とした人のうち50パーセント以上の方が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行う必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

## エ まちづくり

### 現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、グループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・事業者・行政などの多様な主体が、更なる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知った上で、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政などが協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できるよう、ハードとソフト（環境の整備や福祉教育など）に一体的に取り組む、福祉のまちづくりを更に推進していきます。

### (3) 生活の場面 2 安全・安心

アンケート調査では、将来に不安を感じる事として「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられ

ています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種別やあるなしにかかわらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

## ア 健康・医療

### 現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化も更に進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。アンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」、「適度な運動」と回答しています。これは、第3期プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介

護予防などにどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関で受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよく分かっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(7) 障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と連動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

(8) 医療環境の充実

障害のある人に適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療について、土曜日・日曜日・祝日などの、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制を充実させるよう努めます。

## イ 防災・減災

### 現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

また、アンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」、「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていけるか、自分の障害のことを理解してもらえないかなどの不安を持っている人は4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

行政として、障害のある人や関係機関に対し、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害のある人が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害

など様々な災害に対応できるよう検討していきます。

また、感染症などの大流行が発生したときでも必要な障害福祉サービスを提供することができるよう備えておくことも重要です。平常時にそれぞれの事業所などがどう備え、また緊急時にどのような支援を必要とするのか検討と準備を進めます。

#### (4) 生活の場面 3 育む・学ぶ

障害のある子どもも、子どもとしての育ちを支えとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、全ての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

## ア 療育

### 現状と施策の方向性

近年、障害のある子どもが増加している中でも、特に軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももない子どもも分け隔てなく、ともに育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所や幼稚園に通う障害児が増加しています。他にも児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせて、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が

連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(7) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期までの障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、地域療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実させます。

(8) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所、幼稚園及び自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組めます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人々が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(9) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

## イ 教育

### 現状と施策の方向性

一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室及び個別支援学級の在籍児童数はこの10年間で1.7倍になっており、特別な支援が必要な子どもが増えています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行

うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

(7) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

(8) 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

(9) 教育から就労への支援

特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

(5) 生活の場面4 働く・楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働くこと」は、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意分野を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働

くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組めます。好きな活動などを通じて、障害のある人とない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、アンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇活動になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組めます。

## ア 就労

### 現状と施策の方向性

第4期プランを策定するために実施した当事者ワーキンググループに参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業に就きたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の精神障害者雇用義務化などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含む全ての人

に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

アンケート調査では、全体の約29パーセントの人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の約39パーセントの人が就労意向を持つなど、多くの人が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78パーセントの人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(7) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりをつまえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(8) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

障害福祉サービス等で働く人それぞれの働きがいを引

き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づく行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、様々な発注ニーズに対応できるよう事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで工賃の向上を図ります。

(7) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や民間企業に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

イ 日中活動

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにする上で、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためには、専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとって更に充実した生活になって

いくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(7) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実を進めていきます。

(8) 地域でのつながりと広がり の促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動場所がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒になって活動したりすることで、障害のある人もない人も地域でつながり、暮らしやすい地域をともにつくっていきます。

ウ スポーツ・文化芸術

現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実するという人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約39パーセントの人が「習い事」、約32パーセントの人が「趣味のサークル」、約16パーセントの人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができていない人は、それぞれ5ポイント以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文

化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活の更なる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組めます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしにかかわらず活動に参加できるよう、引き続き環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

#### (7) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組めます。

#### (8) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしにかかわらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、平成25年からこれまで開催してきた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

### 第3 障害のある人を地域で支える基盤の整備

## 1 本章の位置付け

第 2 の 3 では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とはいえません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組を連携させることで、地域で支える基盤を整備・強化していくことが重要です。

第 3 では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

## 2 横浜市の取組

「地域生活支援拠点機能」の整備は、全く新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所の方々、地域の方々と協力しながら、地活ホームや基幹相談支援センター、生活支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害の特有の生活のしづらさについては、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持つことが重要です。

保健、医療、福祉関係者の共通認識の下、これまでのつなが

りにおける機能の見直しや、制度に基づかない支援を加えた広がりにより、地域の特性を踏まえた多くの課題に対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

## (1) 地域生活支援拠点機能

### ア 機能1 相談

#### (7) 将来像

必要な人全てが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

#### (4) 取組

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促し、それらを福祉保健センター、基幹相談支援センター及び生活支援センターの3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

## イ 機能 2 緊急時の受入れ・対応

### (ア) 将来像

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型地活ホーム及び23か所の機能強化型地活ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携の下、ほかに受入先がない方の利用が促進され、緊急時の受入れにも対応できています。

### (イ) 取組

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識の下、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や地活ホーム、多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入促進、拠点的施設等の定期的な評価及び改善（PDCAサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

## ウ 機能 3 体験の機会・場の提供

### (ア) 将来像

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報が随時更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自分で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

#### (4) 取組

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行うための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築及び入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

### エ 機能 4 専門的人材の確保・育成

#### (7) 将来像

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育

成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

(4) 取組

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場として更に機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

オ 機能5 地域の体制づくり

(7) 将来像

区自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人への緩やかな見守りなど地域全体で支える取組を展開しています。

(4) 取組

日頃の見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野を超えた多様な方々に協力してもらえる関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

ア 仕組み 1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

(ア) 将来像

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいのか、分かりやすく情報を受け取ることができます。

また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

(イ) 取組

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。

特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族を含め、緊急的な医療を確保するための対応（精神科救急等）だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など、普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

イ 仕組み 2 入院が長期化することなく、安心して退院で

## きるための仕組み

### (ア) 将来像

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。

また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活する上で必要な支援を受けられます。

### (イ) 取組

病気により入院（再入院）となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

## ウ 仕組み3 安心した生活を確保するための仕組み

### (ア) 将来像

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続など日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができています。

### (イ) 取組

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に家事、引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

エ 仕組み 4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

(ア) 将来像

精神保健福祉とほかの様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができています。

(イ) 取組

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報及び技術交流の機会を整えていきます。

オ 仕組み 5 住民の障害理解を促進するための仕組み

(ア) 将来像

地域における、緩やかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

(イ) 取組

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受

けられる関係づくりを進めます。

#### カ 仕組み 6 お互いに支え合える仕組み

##### (ア) 将来像

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者に分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、共に支え合っていけるような体制ができています。

##### (イ) 取組

関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場の人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

### 3 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。第4期プランの基本目標である「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であ

り、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

#### 第4 P D C Aサイクルによる計画の見直し

##### P D C Aサイクル

第4期プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行います。その際、併せて第4期プラン全体の見直しを行います。

見直しに当たっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

#### 提 案 理 由

障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき第4期横浜市障害者プランを策定する必要があるため、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

**参 考**

**障害者基本法（抜粋）**

（障害者基本計画等）

第 11 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（第 4 項から第 9 項まで省略）

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）**

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 12 項まで省略）

**児童福祉法（抜粋）**

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 12 項まで省略）